

市区町村別集計項目(推進体制等)

大分県	
市区町村数	18

都道府県	市区町村コード	市区町村名	担当課(室)名	所属	事務所	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2021年4月1日現在で有効なもの)				
								有			無	有			無	
								条例名称	公布日(西暦)	施行日(西暦)	現在の状況	計画名称	計画期間	女性活躍推進法との関係	計画策定の方法	現在の状況
						18	17	18			16					
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター	1	1	1	1	大分市男女共同参画推進条例	2006年6月27日	2006年10月1日		第3次おおいた男女共同参画推進プラン	2017年4月1日 ~ 2022年3月31日	1	1	
44	202	別府市	市民課 市民活躍支援室	1	2	1	1	別府市男女共同参画推進条例	2006年3月18日	2006年3月18日		第2次別府市男女共同参画計画	2011年4月 ~ 2021年3月	1	1	
44	203	中津市	人権・同和对策課	1	2	1	1	中津市男女共同参画推進条例	2015年3月17日	2015年4月1日						1
44	204	日田市	まちづくり推進課	1	2	1	1	日田市男女共同参画推進条例	2009年9月28日	2009年10月1日		第3期日田市男女共同参画基本計画	2021年3月 ~ 2031年3月	1	1	
44	205	佐伯市	人権・同和对策課	1	2	1	1	佐伯市男女共同参画社会推進条例	2007年3月30日	2007年7月1日		第4次佐伯市男女共同参画計画	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
44	206	臼杵市	部落差別解消推進・人権啓発課	1	2	1	1	臼杵市男女共同参画推進条例	2013年3月25日	2013年4月1日		第2次臼杵市男女共同参画基本計画	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
44	207	津久見市	市民生活課兼人権尊重部落差別解消推進室	1	2	1	1	津久見市男女共同参画審議会	2011年3月25日	2011年4月1日		第2次津久見市男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2030年3月31日	1	0	
44	208	竹田市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	竹田市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第2次男女共同参画プランたけた	2017年4月 ~ 2027年3月	1	1	
44	209	豊後高田市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	豊後高田市男女共同参画推進条例	2013年3月19日	2013年4月1日		ぶんごたかた愛・あいプラン(第3次豊後高田市男女共同参画計画)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
44	210	杵築市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	杵築市男女共同参画条例	2006年3月24日	2006年3月24日						1
44	211	宇佐市	人権啓発・部落差別解消推進課	1	2	1	1	宇佐市男女共同参画推進条例	2013年3月21日	2013年4月1日		第2次宇佐市男女共同参画プラン	2012年4月 ~ 2022年3月	0	1	
44	212	豊後大野市	人権・部落差別解消推進課	1	2	1	1	豊後大野市男女共同参画推進条例	2005年7月19日	2005年7月19日		第2次豊後大野市男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	213	由布市	総務課	1	2	1	1	由布市男女共同参画推進条例	2005年10月1日	2005年10月1日		由布市第3次男女共同参画プラン	2021年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	214	国東市	政策企画課	1	2	1	1	国東市男女共同参画推進条例	2006年3月31日	2006年3月31日		第2次国東市男女共同参画計画	2017年4月 ~ 2022年3月	1	0	
44	322	姫島村	総務課	1	2	1	0	姫島村男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年4月1日		姫島村男女共同参画基本計画	2019年4月 ~ 2024年3月	0	1	
44	341	日出町	総務課	1	2	1	1	日出町男女共同参画推進条例	2006年7月4日	2006年7月4日		第2次日出町男女共同参画基本計画	2016年4月 ~ 2026年3月	1	1	
44	461	九重町	社会教育課	2	2	1	1	九重町男女共同参画推進条例	2014年3月24日	2014年3月24日		新ここのえ男女共同参画プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	0	1	
44	462	玖珠町	人権確立・部落差別解消推進課	1	2	1	1	玖珠町男女共同参画推進条例	2008年4月1日	2008年4月1日		玖珠町男女共同参画第3次基本計画	2021年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2022年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2021年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定に向け検討中
- 0 策定予定がない、検討していない

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2021年4月1日現在で開設済の施設)					施設形態		管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	所在地等 住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営		
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他
			2						1	1	1	1	0	2	0	0	
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター	たびねす	870-0021	大分市府内町1丁目5番38号	097-574-5577	097-537-3666	<a href="http://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html">http://www.city.oita.oita.jp/o018/kurashi/danjo/1403593220993.html</a>		○		○		○		
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	あすべっふ	874-0903	別府市大字野口原3030番地16	0977-21-8289	0977-21-9042	<a href="http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppu">http://www.city.beppu.oita.jp/asubeppu</a>	○		○			○		
44	203	中津市															
44	204	日田市															
44	205	佐伯市															
44	206	臼杵市															
44	207	津久見市															
44	208	竹田市															
44	209	豊後高田市															
44	210	杵築市															
44	211	宇佐市															
44	212	豊後大野市															
44	213	由布市															
44	214	国東市															
44	322	姫島村															
44	341	日出町															
44	461	九重町															
44	462	玖珠町															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2021年4月1日現在で開設済の施設)																
			名 称	設立年月日	職員数(人)		予算額 (千円)	主 な 事 業											
					常勤	非常勤		広報啓発	講座	相談事業 ・提供	情報収集	苦情処理	交流促進	企業・NPO との連携	国際交流	調査研究	その他		
			2																
44	201	大分市	大分市男女共同参画センター	2014年4月1日	2	6	10,357	○	○	○	○	○	○	○		○	男女共生セミナーや講演会参加者への託児サービス、婚活事業		
44	202	別府市	別府市男女共同参画センター	2013年4月1日	2	6	24,838	○	○	○	○		○	○		○			
44	203	中津市																	
44	204	日田市																	
44	205	佐伯市																	
44	206	臼杵市																	
44	207	津久見市																	
44	208	竹田市																	
44	209	豊後高田市																	
44	210	杵築市																	
44	211	宇佐市																	
44	212	豊後大野市																	
44	213	由布市																	
44	214	国東市																	
44	322	姫島村																	
44	341	日出町																	
44	461	九重町																	
44	462	玖珠町																	

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			首長、自治会長等の状況															
			宣 言 年 月 日	宣 言 の 形 態	宣 言 名 称	市 区 長 数	うち 女 性 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	副 市 区 長 数	うち 女 性 副 市 区 長 数	女 性 比 率 (%)	町 村 長 数	うち 女 性 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	副 町 村 長 数	うち 女 性 副 町 村 長 数	女 性 比 率 (%)	自 治 会 長 数	うち 女 性 自 治 会 長 数	女 性 比 率 (%)	
				2			14	0	0.0	17	0	0.0	4	0	0.0	3	0	0.0	4,102	139	3.4
44	201	大分市					1	0	0.0	2	0	0.0							685	22	3.2
44	202	別府市	2004年9月15日	2		湯のまち「べっふ」男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	2	0	0.0							145	7	4.8
44	203	中津市					1	0	0.0	1	0	0.0							383	14	3.7
44	204	日田市					1	0	0.0	1	0	0.0							162	3	1.9
44	205	佐伯市					1	0	0.0	2	0	0.0							367	13	3.5
44	206	臼杵市					1	0	0.0	1	0	0.0							303	14	4.6
44	207	津久見市					1	0	0.0	1	0	0.0							31	0	0.0
44	208	竹田市					1	0	0.0	1	0	0.0							353	19	5.4
44	209	豊後高田市					1	0	0.0	1	0	0.0							164	1	0.6
44	210	杵築市					1	0	0.0	1	0	0.0							172	6	3.5
44	211	宇佐市					1	0	0.0	1	0	0.0							345	4	1.2
44	212	豊後大野市	2010年5月18日	2		豊後大野市男女共同参画都市宣言	1	0	0.0	1	0	0.0							221	5	2.3
44	213	由布市					1	0	0.0	1	0	0.0							149	5	3.4
44	214	国東市					1	0	0.0	1	0	0.0							130	1	0.8
44	322	姫島村											1	0	0.0	0	0		6	0	0.0
44	341	日出町											1	0	0.0	1	0	0.0	75	2	2.7
44	461	九重町											1	0	0.0	1	0	0.0	134	3	2.2
44	462	玖珠町											1	0	0.0	1	0	0.0	277	20	7.2

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他



調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

大分県

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況						地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況						(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)		
		目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)				
								4	4	315	111	35.2	0	0	0	0															
	大分市							1	1	136	58	42.6	0	0	0	0															
	別府市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	中津市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	日田市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	佐伯市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	臼杵市							1	1	74	13	17.6	0	0	0	0															
	津久見市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	竹田市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	豊後高田市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	杵築市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	宇佐市							2	2	105	40	38.1	0	0	0	0															
	豊後大野市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	由布市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	国東市							0	0	0	0		0	0	0	0															
	姫島村							0	0	0	0		0	0	0	0															
	日出町							0	0	0	0		0	0	0	0															
	九重町							0	0	0	0		0	0	0	0															
	玖珠町							0	0	0	0		0	0	0	0															



調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 府 市 区 町 村	市 区 町 村	議員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。  1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めている。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1. を選択した場合、「欠席事由」として明記した規定は、いつ制定されたか。	問3 問1で1. を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次の期間のうちどれか。	問4 問1で1. を選択した場合、出産に係る産前産後休業期間はあるか。	問5 問4で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問6 問1で1. を選択した場合、休職期間の報酬については減額の規定はあるか。	問7 問6で1. を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めている 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い									
				議会名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他員例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
				6	1の合計	18	2	0	15		1			13	13	13	13	13	9	
				4	2の合計	0	16	15	3		17			1	1	2	2	4	4	
				2	3の合計	0		3	0		0			0	0	0	0	0	0	
				6	4の合計	0								4	4	3	3	1	4	
44	大分市	1	大分市議員旧姓使用取扱要綱(趣旨)第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由により戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	大分市議会	1		2		1	大分市議会議規則第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1		1	
44	別府市	3		別府市議会	1		2	2	1	別府市議会議規則第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
44	中津市	2		中津市議会	1		2	2	1	中津市議会議規則第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	1
44	日田市	1	日田市議員の旧姓使用に関する要綱第1条 この要綱は、職員(非常勤職員及び臨時任用職員を含む。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を変更した後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用する場合の手続等に関し、必要な事項を定めるものとする。	日田市議会	1		2	2	1	日田市議会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4	
44	佐伯市	3		佐伯市議会	1		2	2	1	佐伯市議会議規則第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2			2	2	2	2	2	2	2
44	臼杵市	1	臼杵市議員旧姓使用取扱規程第7条(旧姓使用の範囲)第7条 旧姓使用者が旧姓を使用することができる文書は、次に掲げるものとする。(1) 氏名が記載されたもの(2) 専ら組織内部で使用され、職員の同一性の確認が容易にできる内容のもの(3) 公権者の権利行使に用いる文書のうち、職員の同一性の確認が容易にでき、旧姓の使用により競争となるおそれがない内容のもの(4) 前号等に掲げるもののほか、所議長の推薦と認める軽微な文書	臼杵市議会	1		2	2	1	臼杵市議会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に出席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
				問1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問2 問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問3 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問4 問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問5 問1で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問6 問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問7 問6で1.を選択した場合、該当部分の案文(本文)を記入してください。	問8 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
44	津久見市	2		津久見市議会	1	2	2	1	津久見市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の前日(多胎妊娠の場合には、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までその範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
44	竹田市	2		竹田市議会	1	1	3	2		2			4	4	4	4	2	1
44	豊後高田市	4		豊後高田市議会	1	2	2	1		2			1	1	1	1	1	1
44	杵築市	4		杵築市議会	1	2	2	1		2			4	4	4	4	4	4
44	宇佐市	1	宇佐市議員の旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、議員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を公文等に使用する場合は戸籍等に關し、必要な事項を定めるものとする。 (適用議員) 第2条 この要綱は、一般職の職員(臨時的に任用される職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 (旧姓使用の基準) 第3条 旧姓を使用することができる公文等の基準及び旧姓を使用することができない公文等の基準は、別表のとおりとする。 (旧姓使用の承認の申請) 第4条 議員は、旧姓を使用しようとするときは、戸籍上の氏を改めた日から3か月以内に、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、所屬長を經由して市長に申請しなければならない。 (旧姓使用の承認の通知) 第5条 市長は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により、所屬長を經由して当該職員に通知するとともに、旧姓使用台帳(様式第3号)に必要事項を記載するものとする。 (旧姓使用の中止) 第6条 前条の規定による承認を受けて旧姓を使用する議員(以下「旧姓使用議員」という。)は、旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中止届(様式第4号)により、所屬長を經由して市長に届けなければならない。 2. 前条の規定により旧姓の使用の中止を届け出た議員は、特別の事情なく再び旧姓使用の承認の申請をすることができない。 (旧姓使用の承認の取消し) 第7条 市長は、議員の旧姓の使用によって職務の遂行に支障が生じていると認めるときは、当該職員に對する旧姓の使用の承認を取り消すことができる。 2. 市長は、前項の規定により旧姓の使用の承認を取り消したときは、旧姓使用承認取消通知書(様式第5号)により、所屬長を經由して当該職員に通知するものとする。 (職員及び所屬長の責務) 第8条 旧姓使用議員は、旧姓の使用に当たっては、常に市長、他の職員等に連絡及び混乱を防止せよという努めなければならない。 2. 旧姓使用議員は、旧姓を使用することができる公文等については、常に旧姓を使用しなければならない。 3. 所屬長は、所屬職員の旧姓の使用に關し、適切な運用が図られるよう努めなければならない。 (その他) 第9条 この要綱に定めるもののほか、旧姓の使用に關し、必要な事項は別記に定める。	大分県宇佐市議会	1	2	3	2		2			4	4	4	2	2	1

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の孤立支援体制に関する調査																		
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8											
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で、1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後の期間の明記はあるか。	問1で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い											
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他							
44	豊後大野市	2	豊後大野市議会	1	2	2	1	豊後大野市議会会議規則 (欠席の届出)第2条2項2号 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
44	由布市	1	由布市議会	1	2	2	1	由布市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出席のため出席できないときは、出産予定日の週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1			
								由布市議員の旧姓使用に関する要綱 (目的) 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により旧姓上の氏を認めた議員が、改定前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し、必要な事項を定めるものとする。 (適用職員) 第2条 この要綱は、一般職に属する職員に適用する。ただし、臨時的に任用される職員を除く。 (旧姓を使用することができる文書等) 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するものがなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等で、別表第1に掲げる基準のいずれかに該当するものとする。 2. 別表第2に掲げる基準のいずれかに該当する文書等については、旧姓の使用を認めないものとする。 別表第1(第3条関係) 旧姓を使用することができる文書等 基準1 専ら組織内部で使用され、職員の間一性の確認が容易にできるもの 例(1) 証書(文書の記載者の氏名表示及び押印) (2) 証書(証書文書等に捺印) (3) 証書(証書に捺印) (4) 事務引継書 (5) 業務日報 (6) 職務での呼称等 (7) 自己申告書 基準2 議員の権利・義務に係るもの等であるが、組織内部の管理にとどまるもので、職員の間一性の確認が容易にできるもの 例(1) 休暇取扱表 (2) 時間外勤務命令簿 (3) 選休日の展替・休日代休指定簿													

都 道 府 県 コ ロ ニ ヤ ド	市 区 町 村 コ ロ ニ ヤ ド	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
			問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
			議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、当該部分の案文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○を付けてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上も認めている 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い						
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定が無く、運用上も認めていない。 4. 明記した規定が無く、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合 該当部分の案文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以降 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. 期間の定めはない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
44	# 由布市	(4)旅行届出書 (5)育児休業に関する申請書等 (6)各種特別休暇に関する申請書等 (7)各種病気休暇に関する申請書等 (8)職務専念義務免除届 (9)営利企業等従事許可申請書等 (10)市財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち、事務内部で使用する文書(請求行為に係るもの及び委任事項に係る委任者の決断に係る文書) 基準3 公務員の身分関係に係るもの 例(1)辞令書(採用及び退職に係るものを除く) 基準4 対外的なものであるが、氏名の記載にとどまるもの等、特別な法律関係を発生させるおそれのないもの 例(1)職員配置表 (2)事務分担表 (3)名刺 (4)名札 (5)その他任命権者が認めたもの 別表第2(第3条関係) 旧姓を使用することができない文書等 基準1 公務員の身分関係に係るもの 例(1)職員証 (2)法令に基づく身分証明書(徴収員証) (3)職務の宣誓書 (4)辞令書(採用及び退職に係るもの) (5)退職届 (6)処分関係書類 (7)専従許可申請書 基準2 議員の権利・義務に係るもの等で特別な法律関係を発生させるおそれのあるもの 例(1)給与支払内訳書 (2)源泉徴収票 (3)各種手当決定届 (4)市財務規則等に定める会計事務帳票及び証拠書類のうち、請求行為に係るもの及び委任事項に係る委任者の決断に係る文書 (5)年末調整関係文書 (6)共済組合関係文書 (7)公務災害関係文書 (8)各種健康診断関係文書等 (9)社会保険関係文書 基準3 公権力の行使に係るもの 例(1)許認可、立入検査、徴収等法令に基づく行政処分に係る文書 (2)その他職員に身分に基づいて行う対外的な行政行為に係る文書 (3)私人との法律上の関係を発生させる文書 (4)官公庁等に届ける書類														

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													
				問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8						
				議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問1で1.を選択した場合、「欠席事由として明記した規定」はいつ制定されたか。	問1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問4で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問1で1.を選択した場合、休職期間の報酬について減額の規定はあるか。	問6で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 明記した規定がある 2. 明記した規定はないが、運用上認めている 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例が無い。	左記で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. その他(欠席の例がない、不明等)	1. 2014年度以前 2. 2015年度以降	1. 労働基準法65条の産前産後の就業制限の期間以上である。 3. 期間の定めはない。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はない。 3. その他	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
			国東市議員旧姓使用取扱要綱 第1条 この告示は、職員が婚姻、養子縁結その他の事由によって戸籍上の氏を変更した場合に、変更前の氏(以下「旧姓」という。)を使用することについて必要な事項を定めるものとする。	国東市議会	1	2	2	1				1	1	1	1	1	2
				坂島村議会	1	2	3	2				2					4
				日出町議会	1	2	2	1				2					1
				九重町議会	1	1	2	1				2					1
				玖珠町議会	1	2	2	1				2					1

調査時点 議会関係は2021年7月1日(その他2021年4月1日)

都 道 区	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。			
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 問11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問13 問12で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているかどうか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問16 問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。					
	市 区 町 村	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 備止 にハ 理に あ規 関ラ 定す 等る メ置 援ン が定	相に2 関ハ 。恐 すハ 口を ら開 い修 ら開 るを メ講 置員 メメ 置メ ンメ と議 員	4 ・ そ 他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	問15で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
		0	0	6	1	0	0	0		2	3		1		
		0	4	6	0	0	0	0		6	1		16		
		0	1	6	0	0	4	0		10	1		1		
		18	13	0	0	0	0	1		0	13				
44	##	大分市	4	4	3					3	1		2		
44	##	昭陽市	4	4	2					2	3		2		
44	##	中津市	4	4	3					3	4		2		
44	##	日田市	4	2	1			3		1	4		2		
44	##	佐伯市	4	4	3					3	2		1		避難所運営マニュアル 女性からの要望などを的確に把握するため、会長、副会長のいずれかは女性から選出しよう。
44	##	臼杵市	4	4	1					3	4		2		
44	##	津久喜市	4	2	2					2	4		3		
44	##	竹田市	4	4	2					3	1		2		
44	##	豊後高田市	4	2	1			4		1	4		2		
44	##	杵築市	4	4	2					2	4		2		
44	##	宇佐市	4	4	3					3	1		2		
44	##	豊後大野市	4	2	1			3		3	4		2		

都 道 府 市 区 町 村 名	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査										地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)に、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。				
		問9 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問10 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問11 議会におけるハラスメント防止に関する取組を行っているか。	問12 11で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。				問13 12で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問14 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っているか。	問15 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問16 15で、1.を選択した場合該当部分の案文(本文)を記入してください。	問17 政治分野の男女共同参画の実施していることがあればご記入ください。		
		1. 人員及び場所の設置状況は提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後取組む予定もない。	へ防1 止。議 理にハ あ期間 する定 すス 等るメ ン規 が定	相に2 談問 。相 にハ あ期間 する定 すス 等るメ ン規 が定	向防3 け止 。研 にハ あ期間 する定 すス 等るメ ン規 が定	4 ・そ の他	その他内容		1. 行っている。 2. 行っていないが、今後取組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。			1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
44	##	田布市	4	4	1	1									2	
44	##	沼田市	4	4	3						3	4			2	
44	##	沼島町	4	4	3						3	4			2	
44	##	石川町	4	4	2						2	4			2	
44	##	九里町	4	4	2						2	4			2	
44	##	双珠町	4	3	1			3			2	4			2	